

神戸県民センター 河川ふれあい活動事業 実施要綱

(目的)

第1条 令和8年度神戸県民センター地域躍動推進事業補助金交付要綱（以下、「センター要綱」という）に基づき、実施する河川ふれあい活動事業について、同要綱で別に定めるとした内容について規定するとともに、補助金に係る留意事項を定める。

(対象河川)

第2条 この事業は、神戸市内における県管理河川を対象とする。

(対象となる期間)

第3条 当該年度の4月1日から翌年2月28日までを対象とする。

(事業計画の提出：センター要綱第3条)

第4条 活動団体は、添付書類として、次に掲げる書類を提出するものとする。ただし、受付期間内に実施した活動も支援の対象とする。

- (1) 河川ふれあい活動事業計画書（別紙1）
- (2) 活動内容企画書（別紙2）
- (3) 活動場所位置図

河川内で活動を行う場合は、活動延長を図示すること。また、河川区域外の施設を利用する場合は、施設名称及び住所を地図に記載すること。

- (4) 団体の概要（別紙3）
- (5) 会員名簿
- (6) 定款またはこれに準ずる規約、会則等
- (7) その他参考となる資料（団体の活動実績資料等）
- (8) 河川ふれあい活動物品台帳（別表）

(審査会の設置)

第5条 県は、活動団体の資格と補助金の額を決定する機関として、河川ふれあい活動事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 補助金の額は、その活動内容や頻度、規模等に応じて決定する。
- 3 審査会は、事業計画書（変更を含む）の受付終了後、速やかに、開催するものとする。
- 4 審査会の事務局は、神戸県民センター神戸土木事務所企画調整担当に置く。

(事業の実施)

第6条 県及び活動団体は、事業の実施にあたり次に定める事項に留意し活動を行うものとする。

- (1) 河川区域内の活動の協議
川まつり等、河川区域内の活動については、河川法第24条及び第

26 条に基づく許可が必要な場合があるため、実施にあたっては、県と協議を行うこと。

(2) 異常の報告

活動団体は、その活動中に対象区域内の公共物に異常を発見したときは、速やかに県に通報するものとする。

(3) 作業の安全

活動団体は、法令を遵守し、自己の責任において安全に活動を行うものとし、活動区域は、活動者の安全確保を第一義とし危険な区域での活動は認めない。活動中に発生した事故及び第三者との紛議について、県は、その責任を負わないものとする。

(4) 事故の報告

活動団体は、活動中に事故が発生したときは、直ちに県に連絡するとともに、遅滞なく事故報告書を県に提出するものとする。

(5) 管理上必要な措置

県は、公共物の管理上必要な場合は、活動団体の活動を指導し、必要な措置を行うことができるものとする。

(活動内容の変更：センター要綱第7条第1項)

第7条 活動団体が次に掲げる変更を行おうとする場合は、遅滞なく神戸県民センター地域躍動推進事業補助交付要綱第7条第1項にある手続きを行わなければならない。また、活動団体は、添付書類として、河川ふれあい活動事業計画書(変更)(別紙4)を提出するものとする。

(1) 活動団体が、事業計画書(変更含む)の「詳細内容」の追加を行おうとする場合

2 次に掲げる活動は、変更できない。

(1) 事業計画書(変更含む)の「活動内容」の追加。

(2) 審査会で決定した金額を超える活動。

(活動報告：センター要綱第11条)

第8条 活動団体は、添付書類として、次に掲げる書類を3月1日までに事務局へ提出するものとする。

(1) 河川ふれあい活動事業報告書(別紙5)

(2) 数量等の内訳を明確に整理したレシートまたは領収書(原本に限る)

(3) 活動写真

活動写真とは、計画書に記載の活動内容がわかる写真とする。また、補助事業にて取得した物品を使用していることがわかるものとする。

(4) 調査結果の報告書

調査内容、写真、調査結果等をまとめた報告書

(5) 河川ふれあい活動物品台帳(別表)

2 精算の対象は、支援内容に該当するものに要した経費によるものとし、雨天等により計画が中止となった場合、その他に転用出来ないものについても

対象とする。

- 3 当補助事業から支援を受ける物品等において、他団体からの支援を重複で受ける場合は、他団体の補助金額を差し引いたものを当補助事業の補助金額とする。また、報告書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて報告書の根拠資料の提出等を求めることがある。

(精算の方法)

第9条 活動団体への補助金の額の精算は、審査会で決定した額の範囲内で行うものとする。

- 2 事務局は、活動団体からの請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(取得物品等の管理)

第10条 活動団体は、当補助事業により取得した物品を補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けしてはならない。

- 2 当補助事業にて物品を取得後、速やかに、河川ふれあい活動物品台帳(別表)を作成し、備え、保管しておかなければならない。なお、次年度以降も当補助事業の活動を予定している活動団体は、物品を処分するまで台帳を保管しておく。
- 3 当補助事業により取得した物品は、審査会で決定された耐用年数以上使用することとする。
- 4 耐用年数が決定された物品を処分する際は、あらかじめ事務局へ通知することとする。

(事務局)

第11条 事務局は、神戸県民センター神戸土木事務所企画調整担当に置く。

附則

(施行期日)

- 1 平成22年4月1日から施行している神戸県民センター河川愛護普及事業実施要綱は廃止する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 3 平成30年4月25日 一部改正
- 4 平成31年4月1日 一部改正
- 5 令和2年4月1日 一部改正
- 6 令和3年4月1日 一部改正
- 7 令和4年4月1日 一部改正
- 8 令和5年4月1日 一部改正
- 9 令和6年4月1日 一部修正
- 10 令和7年4月1日 一部修正
- 11 令和8年4月1日 一部修正